

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

- ◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
鳥取県出納室設置規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 争議行為の実施
- ◇県議会規則 鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇代表監査委員訓令 鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県規則第二十四号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の特一等級の項中「現業主幹」を「困難な業務を行う現業主幹」に改め、同表の二等級の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 現業主幹の職務

附 則
この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十五号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表の第一号中「参事」の下に「主査」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

鳥取県出納室設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十六号

鳥取県出納室設置規則の一部を改正する規則

鳥取県出納室設置規則（昭和四十九年七月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

4 重要事項の企画に参画させるため、必要があると認めるときは、出納室に参事を置くことができる。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百五十三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取医療生協労働組合中央執行委員長田中英一から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事件

1 賃金の引上げに関する件

2 健保・共済制度、年金制度及び労働基準法の改悪反対について使用者が共に闘うことを求める件

二 日時

昭和五十九年三月三十日午前零時から本事件の解決に至るときまで

三 場所

鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院

気高郡鹿野町大字今市二四二 鹿野温泉病院

鳥取市西品治八二九―二一 鳥取生協病院附属大森診療所

鳥取市末広温泉町二一一 あんず薬局

四 概要

全体的又は部分的に医療行為の停止を行う。

県 議 会 規 則

鳥取県議会議事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県議会議長 伊 藤 武 夫

鳥取県議会議規則第一号

鳥取県議会議事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議事務局の組織等に関する規則（昭和四十三年十一月鳥取県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表調査課の項を次のように改める。

調 査 課

総務教育係・民生係・農林水産係・土木商工係

第四条中「参事」を「参事 主査」に改める。

第五条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 主査は、上司の命を受け、重要な課務に従事する。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

代 表 監 査 委 員 訓 令

鳥取県代表監査委員訓令第一号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県代表監査委員 植 田 親 俊

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程（昭和四十七年三月鳥取県代表監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「参事」の下に「主査」を加える。

第五条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に一号を加える。

四 主査 上司の命を受け、局務に従事する。

附 則

この訓令は、昭和五十九年四月一日から施行する。